

愛知県地方税滞納整理機構について

(2012年愛知自治体キャラバンまとめ)

※46市町村(85.1%)が機構に参加している。そのうち、東栄町、豊根村は、2012年7月からの参加
 ※春日井市は半年間参加したあと不参加。2013年度は検討すると回答。また清須市、幸田町も2013年度は検討と回答。犬山市は未定と回答
 ※不参加と明確に回答したのは、岡崎市と北名古屋市

市町村名	参加	不参加	検討	回答の要点
合計	46	5	3	——
0 愛知県				収入未済額は、平成23年度決算見込みにおいて、22年よりやや減少したものの高い水準にあり、解散する予定はない。県職員は、実務研修として市町村職員を指導しているが、基本的には、管轄市町村が徴税事務をおこなっている。なお、相談も受け付け分納にも応じており、地方税法第15条の徴収猶予などの納税緩和措置については、機構では対応せず、管轄市町村がおこなうこととしている
1 名古屋市		○		独自の債権回収室で対応
2 豊橋市	○			生活実態に応じた納税相談や納税緩和措置をとっている
3 岡崎市		○		参加予定なし
4 一宮市	○			滞納原因や生活状況を聴取し、納税しやすい方法を相談
5 瀬戸市	○			滞納額の縮減するために参加する意義は大きい。15条の適用は的確にやっている
6 半田市	○			面談や生活状況の調査などにより、個々の実情、担税力を把握するなかで分割納付にも応じるとともに法にしたがい適切に対応
7 春日井市			○	平成24年4月から9月まで参加したが、今後の参加については費用対効果等、様々な角度から考慮して決定する
8 豊川市	○			県と市町村が一体になって取り組むことは、各自治体の安定した税收確保や職員の徴収技術の向上を図るために有効
9 津島市	○			一括納付が困難な場合は、納税相談に応じる。必要とあれば納税緩和措置をとりまずし、分納相談に応じる。しかし、資力があるにも関わらず再三の催告に応じない場合、納税合意事項を履行しない場合は、機構に移管する
10 碧南市	○			県と市町村が緊密に連携することで、滞納額の縮減に大変有効。住民の実情をよくつかみ、相談にのりながら徴税業務をすすめる。
11 刈谷市	○			機構の意義は、地方税法に基づき知識の豊富な県職員とともに市職員が高額かつ困難な滞納案件に取り組み、徴収技術の向上が図れること。何の相談も受けずに滞納処分をすすめるわけではない。
12 豊田市		○		※文書回答なし
13 安城市	○			関連法令に従い、適正な滞納整理をおこなっている。滞納者の自主納付を指導し、担税力があるにも関わらず納付に応じない滞納者にたいしては、厳格な滞納処分を実施することで税負担の公平性を確保している。納税相談、財産調査により地方税法第15条等の適用判断をおこなっている
14 西尾市	○			住民の実情を良くつかみながら相談にのりながら、地方税法にのっとり公平な対応をしている。機構へ引き継ぐ案件は、担税力がありながら、長年に渡り督促、催告に応じなかった方や分納約束不履行の方なのでご理解を願いたい。

市町村名	参加	不参加	検討	回答の要点
15 蒲郡市	○			機構に移管する案件については、財産調査等を実施し、滞納者の実情を把握し、支払能力を判断した上で対応している
16 犬山市		○		今後については未定
17 常滑市	○			当初の目標より大きな成果をあげているため、今後も引き続き参加。一括納付が困難な滞納者に対しては、分割納付等についてきめ細やかな納付相談を実施し対応している。
18 江南市	○			滞納額が50万円以上で、かつ納税資力が十分あるとみなしたものを機構に移行している。納税資力のない方は、納税緩和措置、延滞金の免除などもおこなっている
19 小牧市	○			高額案件等への直接徴収の効果及び滞納を許さない機運の醸成と地域の納税秩序の確立を図る効果がある。
20 稲沢市	○			地方税法15条の規定に基づき徴収の猶予・分納による納付で対応。
21 新城市	○			滞納額の本税額が50万円以上で、かつ徴収が困難と認められるものを原則としており、担税力があるにも関わらず、納税催告に応じないなど悪質な滞納者を対象としている
22 東海市	○			生活状況等も考慮しながら分割納付での対応等、地方税法に基づき適正な滞納整理を行なっている
23 大府市	○			担税力などがあるにも関わらず納税意識の薄い等、他の善良な納税者の不公平・不平等の是正を行なうもの
24 知多市	○			移管済みです。相談、分納、減免には応じます
25 知立市	○			実情に応じた分割納税、減免、執行停止なども対応。多重債務者には、司法書士と連携し債務の解消と納税をサポートしている
26 尾張旭市	○			参加することで職員の徴収技術の向上を図ることを目的としており参加することの意義は非常に大きい。市、機構とも地方税法15条の適用については的確に実施している
27 高浜市	○			本当に払えない方(生活困窮者)と払えるのに払わない方(悪質滞納者)の実態調査した後に、滞納者に引き継ぎ予告をした上で機構に引き継ぎを実施している
28 岩倉市	○			機構に引き継いだ事案は、岩倉市が責任を持って滞納整理を行なっている。
29 豊明市	○			移管した案件は、状況を調査した上で、限られたものに絞って抑えた件数となっている
30 日進市	○			集中して交渉をおこなうことにより、効果的な滞納処分が期待できるので、引き続き困難案件については移管を予定している
31 田原市	○			徴収事務は専門知識をもって対応していくことが必要であり、増え続ける納税額の縮減対策として、納税者間の公平性を保つ上で必要不可欠。機構への移管に際しては、十分検討し決定。
32 愛西市	○			県と市町村が協働しながら、収入未済額を短期的かつ集中的に滞納整理するとともに、市町村職員の徴収技術の向上に資するため参加
33 清須市			○	滞納者の実情、意見を十分に尊重。今後については徴収状況を見極めて判断する
34 北名古屋		○		参加予定はない
35 弥富市	○			税の公平な徴収を確保するためにも機構は必要
36 みよし市	○			※文書回答なし
37 あま市	○			滞納整理の効果があらわれており、今後も高額・困難事案の滞納額の縮減をはかるために的確な滞納整理事務を執行する

市町村名	参加	不参加	検討	回答の要点
38 長久手市	○			三年間の時限措置。主に高額滞納者について、実情、財産をよく調査した上で、引き続き実施する
39 東郷町	○			滞納額が30万円以上で、かつ徴収が困難と認められるものを引き継ぐ。これらの案件は、数年前から納税交渉を行なっても滞納が完結することなく、かつ、減少することなく高額で推移している案件であり、納税相談による分割納付等についても十分対応した後のものであるため理解を頂きたい
40 豊山町	○			参加の意義は大きい。地方税法15条の適用については的確に実施している
41 大口町	○			※回答なし
42 扶桑町	○			徴収に関する知識や技術の向上を図るためにも参加の意義は大きい。地方税法第15条の適用をはじめ、分納・減免などで対応
43 大治町	○			生活実態や収入状況など聞き取りを行ない、完納を目指して相談に応じ、分納などの対応をしている
44 蟹江町	○			納税の意思のない悪質滞納者については、今年度同様に移管
45 飛島村	○			厳正な滞納整理を推進することで、徴収の公平性と収入未済額の縮小を図っている。滞納者の担税能力を考慮し分納・減免などの対応をしている
46 阿久比町	○			法に沿って担税力のある人に対して納税をしていただくことにより、納税交渉の中でその人にあった方法で納税対応をしている
47 東浦町	○			滞納者の現状をよく聞き十分な財産調査等を行なった上で、地方税法第15条徴収猶予措置、減免等の適用を考慮し行なっている
48 南知多町	○			税滞納者への対応は、法に基づき適切に対応している
49 美浜町	○			実情にあわせて分納、減免にも応じている
50 武豊町	○			徴収にあたっては、滞納者と面談し、出来る限り生活状況の把握に努めることが大切であると考え、事情に応じ得て、分割納付に応じ、納税緩和措置も法の規定に従って、公平かつ適正に行なう
51 幸田町			○	税負担の公平性、収納率の向上を図るためには選択肢の一つであり、参加は検討する
52 設楽町	○			実情をつかんだうえでの滞納解消に努力しており、納税に対する平等性確保に努めている。又、相談にのり分納制約について積極的に取り組んでいる
53 東栄町	○			本年7月より加入。滞納世帯に対し納税への理解を促し、実情に応じ分納制度を取り入れるなど徴収の工夫している。多額、困難ものは、機構に移管
54 豊根村	○			本年7月から加入。機構への移管事案は、納付能力がありながら納税催告に応じない等悪質な滞納者を対象としている。納税相談により個別事案として分納・減免の対応もしている